

(再点検対象者用)

平成20年9月

パロマ工業(株)製ガス瞬間湯沸器
の再点検対象の皆様へ

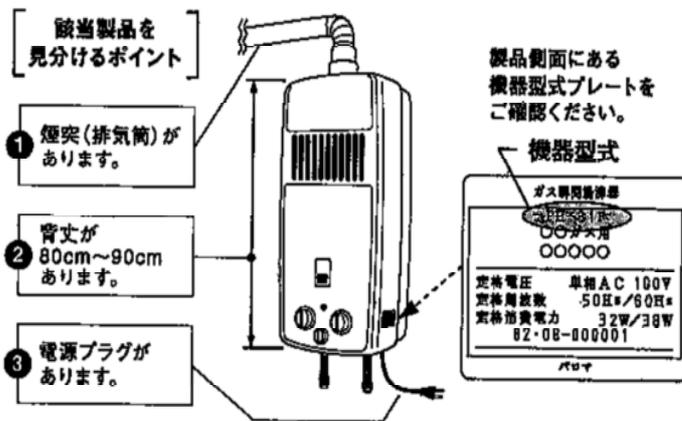
経済産業省

再点検のご協力お願い

現在、経済産業省は、パロマ工業(株)に対し、消費生活
活用製品安全法に基づく危害防止命令を発出し、以下のガ
ス瞬間湯沸器を再点検し、回収するよう求めています。

これらガス瞬間湯沸器は、不完全燃焼を起こし、死亡事
故を招くおそれがあり、大変危険です。28件の事故が起
き、21名が亡くなっています。

どうか、パロマ工業(株)の再点検にご協力下さい。



当該製品の機器型式一覧

PH - 81 F、PH - 82 F
PH - 101 F、PH - 102 F
PH - 131 F、PH - 132 F
PH - 161 F
PA - 108 F E (東京ガスブランド)
PA - 113 F E (東京ガスブランド)
PICM - 250 (東邦ガスブランド)
KPA - 608 F (北海道ガスブランド)
KPA - 610 F (北海道ガスブランド)
KPA - 613 F (北海道ガスブランド)

お問い合わせ先
経済産業省商務流通G製品安全課ガス用品班
電話：03-3501-4707

平成 2 0 年 9 月

建物管理会社 / 管理者 様

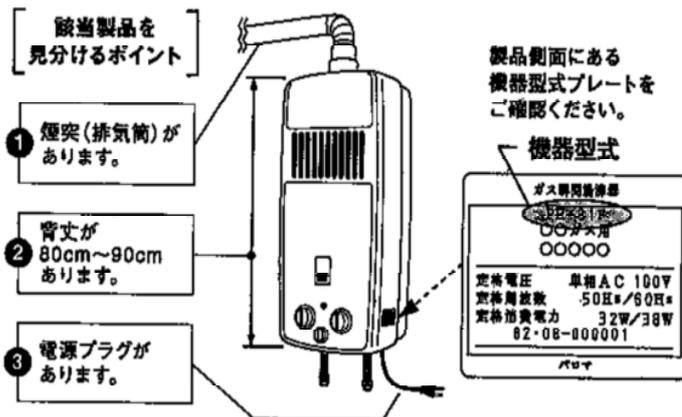
経済産業省

再点検のご協力お願い

現在、経済産業省は、パロマ工業（株）に対し、消費生活用製品安全法に基づく危害防止命令を発出し、以下のガス瞬間湯沸器を再点検し、回収するよう求めています。

これらガス瞬間湯沸器は、不完全燃焼を起こし、死亡事故を招くおそれがあり、大変危険です。28件の事故が起き、21名が亡くなっています。

管理会社 / 管理者様におかれましては、入居者が長期不在等で、湯沸器の再点検確認が出来ていない場合、例えば管理会社 / 管理者様立ち会いのもと器具の有無を確認させていただく等、パロマ工業（株）の再点検にご協力下さいますよう、何卒よろしくお願いいたします。



当該製品の機器型式一覧

PH - 81 F、PH - 82 F
PH - 101 F、PH - 102 F
PH - 131 F、PH - 132 F
PH - 161 F
PA - 108 F E (東京ガスブランド)
PA - 113 F E (東京ガスブランド)
PICM - 250 (東邦ガスブランド)
KPA - 608 F (北海道ガスブランド)
KPA - 610 F (北海道ガスブランド)
KPA - 613 F (北海道ガスブランド)

お問い合わせ先
経済産業省商務流通G製品安全課ガス用品班
電話：03 - 3501 - 4707

(別添)

個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン

(平成20年2月29日厚生労働省・経済産業省告示第1号)

2-2-1.個人情報の利用目的関係(法第15条～第16条関連)

(5)適用除外(法第16条第3項関連)

以下のような場合には、上記(3)及び(4)において本人による同意を得ることが求められる場合でも、その適用を受けない。

()人の生命、身体又は財産の保護(法第16条第3項第2号関連)

法第16条第3項第2号

前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

人(法人を含む。)の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報の利用が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(他の方法により、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く。)は、その適用を受けない。

事例1)急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合

事例2)私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合

事例3)製品事故¹が生じたため、又は、製品事故は生じていないが、人の生命若しくは身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するため、製造事業者等が消費生活用製品をリコール²する場合で、販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者等が当該製造事業者等に対して、当該製品の購入者等の情報を提供する場合

¹製品事故とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、

一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故、あるいは、消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの、

のいずれかであって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものをいう(消費生活用製品安全法第2条第4項)。

²リコールとは、消費生活用製品による事故の発生拡大可能性を最小限にするための事業者による対応をいう。具体的には、消費者への注意喚起(消費者に対する製品事故のリスクに関する適切な情報提供)、流通及び販売段階からの回収、並びに消費者の保有する製品の交換、改修(点検、修理及び部品の交換等)又は引き取りを実施することをいう。

個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)

最終改正:平成十五年七月十六日法律第百十九号

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。